

午前10時00分 開 議

○委員長（薄田 智君） おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。よろしくお願いいたします。

本日は認定第2号から第11号まで、計10件の審査を行います。

また、審査の進め方は歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに行います。

それでは、認定第2号 平成26年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） おはようございます。それでは、平成26年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

認定第2号ということでございまして、ページは241ページから304ページまでにわたっております。歳入の合計収入済額は36億7,490万3,635円、歳出の合計支出済額は35億5,180万6,013円となり、歳入歳出差し引き1億2,309万7,622円は平成27年度へ繰り越すものでございます。

ちなみに、平成26年度末となります平成27年3月末の被保険者数は7,687人で、対前年同月末との比較で292人、3.7%の減となっております。

それでは、歳出から説明申し上げます。276ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費及び電算処理システム委託料等国保事務に係る経常経費のほか、国保連合会への負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬等が主な内容でございます。

次に、280ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、282ページの出産育児一時金及び葬祭費でございまして、保険給付費総額の対前年度比較では3,000万円程度、約1.3%増加しております。なお、1人当たりの医療費は36万5,828円で、前年度と比較して5.4%の増となっております。給付費ベースでは1人当たりの保険給付費が30万438円で、対前年度比で約4.6%の増加となっております。

続きまして、284ページ、第3款後期高齢者支援金は後期高齢者医療制度に係る医療費の約4割を現役若年世代の被保険者が負担するための支援金及び事務費拠出金でございます。

次に、286ページ、第4款前期高齢者納付金は65歳から74歳の方を対象とした健康保険組合等の被用者保険と国民健康保険の制度間で医療費負担を調整するための制度でございまして、事務費等の拠出金でございます。

次に、288ページ、第5款老人保健拠出金につきましては、平成19年度までの老人保健制度による医療費を精算するものでございまして、わずかの過誤調整、再審査等がその内容となっております。

います。

次に、290ページ、第6款介護納付金につきましては、介護保険第2号被保険者が納付する介護分の保険税を社会保険診療報酬支払基金に支出したものでございまして、平成26年度末の第2号被保険者数は2,709人となっております。

次に、292ページ、第7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費共同事業拠出金は1カ月80万円を超える高額な医療費が発生した場合の国保財政の急激な影響を緩和するため、全ての市町村国保からの応分の拠出によって共同事業とするものでございまして、県単位で当該費用の負担を調整し、国及び県も市町村の拠出金に対して4分の1ずつ負担するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、1人1カ月30万円を超える医療費について市町村国保の拠出金で当該医療費の負担を共有する共同事業でございます。

次に、294ページ、第8款保健事業費につきましては、1項1目保健衛生普及費でレセプト点検員の人件費、食生活改善等の健康づくりに関する経費及びジェネリック医薬品の差額通知書作成経費、2目疾病予防費で人間ドックの助成金等を支出したものが主な内容でございます。

なお、ジェネリック医薬品の差額通知による医療費の削減効果につきましては、前年度と比較して金額ベースで10.7%から11.8%と1.1%増加しております。また、人間ドックの受診者は基本健診980人で受診率は15%となっており、内訳として脳ドック2名、胸部、腹部CT検査258人等の受診が含まれております。

2項1目の特定健康診査事業費につきましては、医療保険者に生活習慣病に関する健診と保健指導が義務化されて以来の40歳から74歳の被保険者、被扶養者を対象にした健康診査等の経費でございまして、26年度は特定健診対象者5,726人に対し受診者は2,654人で、受診率は46.3%であり、特定保健指導の対象者は326人に対して終了者は114人、終了率は35%となっております。

次に、296ページ、第9款基金積立金につきましては、保険給付準備基金積立金となっております。

298ページ、第10款公債費、1項1目利子は一時借入れを行った場合の利子でございますが、26年度は借入れを行っておりませんので、支出はございませんでした。

次に、300ページ、第11款諸支出金は国保資格喪失による過年度分の国保税の還付金、療養給付費等に係る負担金精算による国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計からの繰入金についても前年度精算分として繰り出しをいたしております。

302ページ、第12款予備費につきましては、26年度の支出はございませんでした。

次に、歳入について説明申し上げます。お戻りをいただきまして、250ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入決算いたしましたもので、対前年度比較で7,615万

5,239円、10%程度の収入減となっております。ちなみに、軽減後1人当たりの賦課額では、医療費と支援金分の合計で7万8,491円と対前年度比で2,443円の減少、介護分で2,450円、対前年度比で594円の減少となっております。なお、徴収率につきましては現年分が96.1%でほぼ前年度並み、滞納繰越分が20.38%で対前年度比較4.37%減少をいたしております。

次に、252ページ、第2款分担金及び負担金につきましては、特定健康診査に係る自己負担金でございます。

254ページ、第3款は督促手数料でございます。

次に、256ページ、第4款国庫支出金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の負担金及び高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び財政調整交付金等の補助金が主なものでございます。

次に、258ページ、第5款療養給付費等交付金につきましては、退職者被保険者の医療費について被用者保険が市町村国保に拠出金を負担するもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、260ページ、第6款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの方を対象とした被用者保険等の保険と国民健康保険間の医療費負担を調整する制度で、前期高齢者の加入人数の多い国民健康保険の財政支援を若年者の加入の多い健康保険組合などが前期高齢者納付金として負担するもので、保険者間で医療費負担の不均衡の調整を行うための交付金でございます。

262ページ、第7款県支出金は、高額医療費共同事業、特定健診等に係る県の負担金及び財政調整交付金でございます。

次に、264ページ、第8款共同事業交付金につきましては、市町村からの拠出金、国及び県からの負担金を財源として、交付基準額を超える部分が生じている当市を含む市町村に対して国保連合会から交付がなされたものでございます。

266ページ、第9款財産収入につきましては、保険給付準備基金の利子でございます。

次に、268ページ、第10款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金で保険基盤安定制度として低所得者の多い保険者支援のための保険税の軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金並びに国保財政の健全化、保険税負担の平準化のための国保財政安定化支援事業として一般会計から繰り入れをいたしたものでございます。

270ページ、第11款の繰越金は前年度の精算確定に基づく繰越金であり、272ページから274ページにわたります第12款諸収入につきましては国保税の延滞金、交通事故の第三者行為による損害賠償金が主な内容となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明がありました認定第2号について質疑を行います。ご質疑願います。

佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） おはようございます。国保はちょっと難しくて、国保の項目もあまりはつきり理解できていないところもあるかもしれないのですが、ちょっとこの26年決算を踏まえてお聞きしたいところがあります。26年度中に国保の基金7,000万円取り崩しがあったかと思います。今回の補正でも3,800万円ぐらい取り崩しがあったのかなと思うのですが、今現在の基金の残高はお幾らぐらいでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えいたします。

ただいま佐藤委員ご指摘のとおり平成26年度において基金を7,000万円取り崩して、26年度末の残高で5,972万1,917円ということでございまして、今年度の内容ではございますが、おっしゃるとおりこの補正予算をもって若干の取り崩しを行い、年度末までに基金が枯渇してしまうという、そういう懸念が率直にないわけではございません。その場合には一般会計からの繰り入れを視野に入れておかなければいけない現状にあるということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） 26年度の監査委員からの意見書の中で、24年度から急激に被保険者数が減少しているということですが、原因がわかれば教えてください。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えいたします。

国保の被保険者数が減少している、保険の制度、あるいは実態、固有のものという以前に胎内市の人口そのものが平成17年度、合併当初と比べますと8%強減少してございます。そういったところが自然に国保においても被保険者数が減少している一番大きな要因であろうというふうに捉えてございます。

それから、被用者保険から国保への移動といいましょうか、それは人口減少とともに、高齢化によってこれまで被用者保険だった方々が国保の被保険者となられる数が、これもおのずと同様の人口減少と高齢化が相まって、それは一部には増加要因となるわけではございますが、人口減少がそれを大きく上回っているといったようなところであろうと認識をいたしております。

○委員長（薄田 智君） 佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） ありがとうございます。歳出が多くなってきているということと歳入財源が確保が極めて困難な状態が続いているということなのですが、今一般会計からの繰り入れというお話ありましたが、継続的にそういう形になっていくようになりますでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えいたします。

将来展望も含めてということでございますけれども、今ほど申し上げました高齢化の進展ということは、すなわち医療費が増加傾向にいくであろうと、それから構造的な問題としてなかなか国民健康保険の被保険者の方の所得が上がるというようなことは考えにくいということが自然、普通でございますので、こういった傾向が続いていく。そこで、胎内市だけではないのですけれども、国のほうでも財政出動、その他を含め、それから保険者の財政責任を県に移行するであるとか、そういうことがとても大きな動きとなっております。市といたしましては、保険事業を推進する、先ほどちょっと触れましたジェネリック等皆様に周知、PR申し上げる。そういうことを通じて多少なりとも安定化に貢献できるようにこれまでも努めておりますし、今後も努めてまいりたいと考える次第でございます。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今の関連的な話なのですが、平成27年度で準備基金が底をついて、28年の段階ではもうないわけですよね。それで、県と一本化するのはまだその先でしたよね。そのとき単純に基金を取り崩していた分を一般会計から繰り入れしてやるのか、それとも国、県から調整交付金的なものが来るので、賄えるというか、そんな大量に一般会計から出さなくてもいい仕組みになっているのかお聞かせください。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えをいたします。

委員のおっしゃるように27年度で例えば基金が枯渇したといったときに、我々のとるべき選択肢は率直に言って2つしかないわけでございます。すなわち1つは保険税を引き上げる。もう一つは一般会計から繰り入れをする。国保の被保険者の負担が非常に大きくなっていることに鑑みますと、もし足りない部分があるとするならば一般会計から繰り入れをしていく以外にないという選択肢になります。ちなみに、新潟県の中の市町村の半数ぐらい今申し上げた法定外繰り入れを既に行っているという現状でございます。しかし、ちょっと明るい展望といえますでしょうか、ここも森田委員のほうからご指摘をいただきましたけれども、国の財政出動が3,400億円が29年度から、そうではあるのですけれども、27年度中に一定額が前倒しで、これは1,700億円ベースになるかというふうに今言われておりますけれども、前倒しで交付がなされてくるということがございます。そういったものを最大限活用しながら、まさに急場をしのいでいくようなことにはなりますが、より安定的な方向を試行しながら運営に当たっていきたいと考える次第でございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 朝ちょっと課長とも話したのですけれども、にわかには質問すると困ると思うので、一応話したわけですが、今国保財政に退職者、保険者と資金が社会保険から導入され、これは将来ずっと続いていくとお思いですか。今現在形式的に載っているわけですが、将来的にどの辺で区切りつくと思われませんか。これ皆今度国保財政になるとか、あす

からでも財政がパンクするわけですけれども、どういうふうに捉えていますか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 非常に難しい問題だろうというふうに率直に思います。今現在国民健康保険の歳入全体に占める国保税の割合ということからまず申し上げたいのですが、20%をちょっと超える程度という非常に少ないものとなっております、これは例えば国、県、それから被用者保険を抱えている社会保険診療報酬支払基金等からのもろもろの交付金、歳入のところでご説明申し上げましたが、こういうことがあって、これまでそれでも厳しいながら被保険者の保険料をそんなに上げなくてもといったところがございました。これは、当然継続されていくものというふうに私どもは考えておりますし、今後財政の責任主体が県に移行しても、変わることはなかろうと。そうでなければ、再三いろんなところで言われております2025年から2030年ぐらいが高齢者のピークを迎えるところには社会保障が立ち行かなくなるというようなことがございますので、何とかそこは今と現状変わらない、むしろ手厚い方向づけがなされていってしかるべきであろうと私どもなりに考えているところでございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 283ページの節の19です。出産一時金、これは各病院で出産費が違うと思っておりますけれども、全額給付でございましたでしょうか。一部給付であったか、全額だと私は理解しているのだけれども。

それと葬祭費、これは大体1人どのぐらいで何人分ぐらいであったかご説明ください。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えいたします。

出産育児金のほうから申し上げますけれども、基本的には定額の42万円ということでございます。1子につき42万円。昨年度実績で国保の中では19人の方々に一時金として支出をさせていただきました。

それから、葬祭費につきましては死亡1人につき5万円の定額、25年度50人の葬祭費の支出でございましたが、26年度は6人増えて56人の支出ということでございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第2号 平成26年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成26年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） それでは、引き続きまして決算書305ページから330ページにわたります認定第3号 平成26年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額では2億5,254万4,587円、歳出合計支出済額は2億4,966万222円となり、歳入歳出差し引き288万4,365円を平成27年度へ繰り越すものでございます。平成26年度末の胎内市の被保険者数は5,041人となっております、1人当たりの医療費では75万2,126円、対前年度比較で4.4%の増加となっております。

それでは、歳出から説明いたします。初めに、322ページ、第1款総務費につきましては、被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費でございます。

次に、324ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を合わせて当市の負担分として広域連合に納付したものでございます。

326ページ、第3款諸支出金では、保険料の還付、一般会計からの前年度繰入金の精算による返還金となっております。

328ページ、第4款予備費につきましては26年度の支出はございませんでした。

続きまして、歳入について説明いたします。お戻りをいただきまして、312ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、収入済額の対前年度比較でほぼ横ばいながら3,009万9,800円、0.5%の減となっております。1人当たりの賦課額では3万3,886円で、県平均よりも8,034円低く、現年度分の収納率は99.79%となっております。

314ページ、第2款は、普通徴収保険料の督促手数料でございます。

次に、316ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費としての一般会計からの繰入金でございます。

318ページ、第4款は、前年度の繰越金でございます。

最後に、320ページ、第5款諸収入は、保険料の延滞金や広域連合からの保険料還付金となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第3号 平成26年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決します。

認定第3号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成26年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

須貝福祉介護課長。ちょっと待つて。場所入れかえますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長、説明してください。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） おはようございます。それでは、331ページから380ページにわたります認定第4号 平成26年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして説明を申し上げます。

歳入の合計収入済額は32億2,532万8,234円、歳出の合計支出済額は31億546万9,261円となり、歳入歳出差し引き1億1,985万8,973円となります。こちらにつきまして、平成27年度へ繰り越すものでございます。平成26年度末時点の要介護認定者数でございますが、高齢者数9,413人に対しまして認定者数が1,742人、認定率は18.5%でございました。当市の認定者のうち、サービス利用実人数につきましては1,443人、受給率では82.8%という数字でございます。ちなみに、認定率の

ほうの参考といたしまして県平均では認定率18.7%、全国平均では17.9%となっております。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。初めに、356ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費、第1号被保険者の保険料賦課徴収事務及び介護認定事務に係る経常経費のほか、介護保険運営協議会委員報酬等が主なものとなっております。

次に、360ページでございますが、第2款保険給付費につきましては介護サービス及び介護予防サービスの給付費の各項目別支出でございます。保険給付費全体としまして、対前年度比較では1億5,389万2,763円、5.6%の増となっております。

続きまして、364ページ、第3款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

続きまして、366ページでございますが、第4款地域支援事業費、1項2目二次予防事業費につきましては、生活機能が低下している高齢者に対する、実施した運動、栄養、口腔機能向上事業などに係る経費でございます。

また、次ページにわたります3目一次予防事業費につきましては、介護予防の普及啓発事業、介護予防リーダーの育成、支援、地域の茶の間サロン活動等、地域介護予防活動支援事業に係る経費でございます。

続きまして、368ページ、2項1目包括的支援事業では、4カ所の地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的、継続的マネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務などに係る経費でございます。

次ページにわたります2目任意事業費では、紙おむつ等給付事業、介護相談員派遣事業、ナイトケア事業などに係る経費でございます。

続きまして、372ページ、第5款基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金でございます。

次に、374ページ、第6款公債費、1項1目利子につきましては、26年度において一時借入等がなかったため、支出がございませんでした。

続きまして、376ページ、第7款諸支出金につきましては、過年度分第1号被保険者保険料還付金、保険給付費等に係る負担金精算による国庫支出金等、前年度分返還金及び一般会計からの繰入金についても前年度精算分として繰り出しております。

378ページ、第8款予備費につきましては、26年度において支出がございませんでした。

続きまして、歳入について説明申し上げます。お戻りいただきまして、338ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。収入済額の対前年度比較では1,725万3,600円、2.9%の増となっております。また、徴収率は98.2%で、対前年度比では0.3%の減となっております。

次に、340ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料及び介護予防教室利用に係る利用者負担でございます。

次に、342ページ、第3款国庫支出金につきましては、法定の負担割合に基づく国の介護給付費負担金及び調整交付金並びに介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業交付金でございます。

続きまして、344ページ、第4款支払基金交付金につきましては、介護給付費及び介護予防事業に係る地域支援事業費に対する交付金で、第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、346ページ、第5款県支出金につきましては、法定の負担割合に基づく県の介護給付費負担金及び介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業交付金でございます。

348ページ、第6款財産収入は、給付費準備基金の利子等でございます。

次に、350ページ、第7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、法定の負担割合に基づいた介護給付費負担金及び介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業負担金並びに職員給与費等、事務費を繰り入れたものでございます。

続きまして、352ページ、第8款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

354ページ、第9款諸収入については保険料延滞金等でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 339ページの保険料の収入の件ですけれども、200万円ちょっと滞納がありますけれども、介護保険には資格証なんていうのは存在しないのですか。健康保険は資格証あるのですけれども、そうすると資格証あるとなると今度認定受けても施設に入られないというような事態が発生するわけですけれども、介護保険はそういったのはありませんか。あるとすれば、何名ぐらい今該当していますか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

介護保険につきましては、今ほど委員のおっしゃる資格証というものはございません。滞納等がある場合につきましては、滞納者に対するサービス利用時に拘束がかかりまして、負担割合が増えるとか、支払いについてサービス料全額負担して、それから償還するとかというシステムになってございます。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 人数について、何人なのでしょう、今現在。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 平成26年度における滞納者の実人数でございますが、120人でございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） この滞納者は、恐らく若い方々だと私は自覚しております。なぜかという  
と、介護保険は年金からの差し引きとなっておりますので、若い方はまだ年金をいただいておりますので、  
そういう結果になっているのではないかと理解していますが、その点いかがですか。  
お年寄りの方も滞納している方おられますか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

まず、この保険料につきましては第1号被保険者ということで、65歳以上の方でございます。  
現年度普通徴収における滞納が114、過年度分の普通徴収が2という形になってございます。あと、  
滞納繰越分として94という数字でございます。先ほど申しました120というのは、その実人数をあ  
らわしたものでございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） では、続きまして359ページ、節の7介護認定訪問調査員、これは恐らくケ  
アマネジャーではないかと思えますけれども、現在胎内市におられるケアマネジャーを持っている  
資格の方、何名おられますか。胎内市役所にはおられますか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

こちらのほうに表記されております介護認定訪問調査員賃金ということにつきましては、こち  
らはケアマネジャーではなく、介護度を確定する調査に派遣する調査員でございます。こちらの  
調査員につきましては市職員1名、あと臨時パート5名という形で対応しているところでござい  
ます。

先ほどのケアマネジャーにつきましては……ケアマネジャーの数につきまして、ちょっと調べ  
させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） それでは、次の質問に入ります。

介護保険運営協議会ですけれども、これは今運営委員会のほうへは公募からの運営委員もある  
わけですけれども、その中に1名でも重複する方おられますか。後期高齢者もそうですけれども、  
皆運営委員会あるわけですけれども、医師もその中に1人ぐらいは入っていると、必ず入ってい  
るはずなのですけれども、そういった重複する方おられますか。

○委員長（薄田 智君） 井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） お答えいたします。

委員等はどちらの委員会にも構成メンバーとして入ってございますが、ある特定の方が重複し  
て兼ねているという、そういった人はございません。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 続きまして、361ページ、各施設介護サービスがございますが、地域密着型サービスというのは名前だけだと思うのですけれども、どういったサービスをやられているか。

それから、居宅介護サービスといったものはどういうものが含まれるのか。

福祉用具、これは恐らく在宅介護の福祉用具だから、車椅子とかいろんなのも含まれるのだなと思いますけれども、紙おむつは後で出てきていましたけれども、それも一部含まれると思いますけれども、それから居宅介護住宅改修費、幾らぐらい、1件当たりの額どのぐらいまでだか。

それから……

○委員長（薄田 智君） 榎本委員、今回は決算審査でありますので、端的に決算についてできるだけ質問してもらいたいのですが。

○委員（榎本丈雄君） まとめてして……

○委員長（薄田 智君） まとめてではなくて、その質問の内容。決算審査ですから、一般質問ではありませんので、よろしく願います、その辺を。

○委員（榎本丈雄君） だから、どこまで1件当たりすれば、計算すればその金額出てくるわけだから。

○委員長（薄田 智君） いや、その辺は、ですからもう何期もやっている榎本委員ですから、決算審査わかると思うのですが、その辺を踏まえて対応してください。

○委員（榎本丈雄君） わかりました。

居宅介護サービス計画給付金には、これ入浴、その他も含まれるのですか。

あと、要介護、予防サービスは要支援1、2だと私は自覚していますけれども、違っていたら別な答弁してください。

○委員長（薄田 智君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

まず初めに、地域密着型介護サービスということでございますが、地域密着型というものにつきましては要は胎内市民限定という形になります。特老等広域入所等ありますが、地域密着型という題につきましては胎内市民だけが利用できるということでございます。この間開設されましたきのと、またりんど等、またグループホーム等がございます。

続きまして、住宅改修でございますが、件数といたしまして平成26年度におきましては77件の実績でございます。

居宅介護サービス計画給付費につきましては、こちらはケアプランの作成に係る経費でございます。

失礼いたしました。介護予防サービスということにつきましては、委員おっしゃるとおり要支援の1、2の方を対象にするサービスとなっております。よろしく願います。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員、よかったですか。いいですか。

○委員（榎本丈雄君） いや、まだ。

○委員長（薄田 智君） あるのですか。

○委員（榎本丈雄君） 363ページ、節の19介護予防住宅改修費、これは高額なのは無理だとして、25万円ぐらいかな。そのぐらいだと思いますけれども、以前は手すりとかあったはずですが、だいたい347万6,600円も繰り出していますけれども、どういった改修行われたのですか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

介護予防住宅改修費につきましては、高齢者に対応するためトイレの改修でございますとか、手すりとか等設置するというような形でございますが、こちらのほうの金額につきましては1人20万円という形でございます。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） その他の審査支払手数料、これは担当医というか、担当医だと思うのだけれども、市の担当医ですか。広域の事務組合のほうの担当医で3級からの人の認定づけするのか、市で単独で医師決めてあるのか、広域でやるのか、それお聞かせください。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

こちらの支払審査手数料につきましては、広域で事務を行うものに対する手数料でございます。失礼しました。国保連に対する手数料でございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 国保連に出資しているということ、これ広域事務組合にまずみんな事務手続はしているはずなのですけれども、新発田の。そこをさらにケアマネジャーが認定書を作成するわけですが、認定書を作成したのに対して医師がその書類を見てこれは何級、何級というような診断を下すわけですが、その下す医師、広域でそれ雇い入れているのか、胎内市独自で専門医を置いているのかお聞かせください。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

委員のおっしゃる認定審査会でございますが、こちらにつきましては新発田圏域で共同設置をし、認定審査事務を行っているところでございます。昨年度の審査件数につきましては、胎内市分につきましては1,463件となっております。

また、先ほどお答え保留してございましたケアマネジャーの人数でございます。胎内市におきましては47名でございます。よろしくお願いたします。

〔「答弁違うろう。医者認定やっているのかというこ  
と言った。そうだろう」と呼ぶ者あり〕

○委員（榎本丈雄君） うん。だから、広域でやっているのか……

○委員長（薄田 智君） 榎本委員、予算審査ですので……

〔「決算」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） 決算審査ですので、きちっと質問の中身具体的に、簡潔にお願いします。  
森田委員。

○委員（森田幸衛君） 341ページの歳入の利用料の中に太極拳教室36万9,500円、すこやかしあわせ教室卒業生の会22万8,000円とあるのですけれども、その内容、中身について教えてください。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

まず、すこやかしあわせ教室でございますが、すこやかしあわせ教室修了者の会といたしましてうさぎの会という名称で実施してございますが、修了者に対しまして参加継続希望者を対象とし、運動指導員、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等の指導のもとに運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に効果がある内容を実施してございます。平成26年度におきましてはすこやかしあわせ教室修了者90名のうち、56名がうさぎの会で継続をしてございます。

太極拳教室でございますが、月に2回ほっとHOTと黒川におきまして太極拳の講師を招きまして運動を実施しているところでございます。

○委員長（薄田 智君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） ということは、太極拳教室とすこやかしあわせ教室に通う人たちは一定の参加費というか、会費をお支払いしてくるその収入だということなのでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） はい。そのとおりでございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 339ページで先ほど榎本委員が言われた内容なのですけれども、普通徴収というのは月1万5,000円、年間18万円ですか、以下の収入、年金の人を対象にしていると思うのです。そういう人が200万円も滞納するという、120人もいるというふうに考えていいのですか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

こちらの方につきましては無年金の方等でございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） だから、月1万5,000円以下の人が普通徴収ですよね。それはそれで無年金の人もあるわけだから、そこへ入るのですが、そういう人からもやはり徴収するということにな

るのですか。第1段階というのは45%ぐらいで3万2,000円ぐらいではないですか、保険料。そういう3万5,000円ぐらいのものが120人とか、最低になるではないですか、保険料というのは無年金であれば。無年金であれば、収入がないのにもかかわらず、介護保険料は徴収しますよということになるわけでしょう。そうすると、第1段階になるわけけれども、第1段階であれば年間3万2,000円ぐらいの介護保険料になるのですけれども、そういうのが全く払われないというのは当たり前だと思うのですけれども、そういう人たちの減免とか、そういうことがされるべきだと思うのですけれども、それも含めて見解を伺いたいと思うのですけれども。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 委員のおっしゃるとおり支払い困難の方でもまずは負担を強いているところでございますが、そちらにつきましてどうしても事情により支払いが困難というケースの場合には減免規定を設けておまして、ご相談いただいてという形で対応するものでございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 前年は154万6,000円、ことしは200万円と増えているわけです。そういうことで窓口でやはり、窓口来られるかどうかわかりませんが、減免に当たる人というのは親切に丁寧に対応してやるべきだと思うのですけれども、では実際減免申請した人どれぐらいいるかということになるのですけれども、どれぐらいいますか。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

減免の申請をされた方ということにつきまして、現在は平成26年度においてはございませんでした。過去におきまして数件という程度でございます。委員おっしゃるとおり丁寧な対応をしていかなければならないと考えております。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） さっきからの話で思うのは、滞納200万円もある、去年は154万円もある、それが無年金の人だと。それを、無年金の人からどうやって介護保険料を徴収するのかということは、それは誰が考えたってできません。そうであれば、やはり減免申請を指導するというのが行政のやり方かなと思うのです。これが120人も減免申請対象になるかどうかわかりませんが、年金生活でお金がないのに、何で介護保険なんか払う必要があるのだと。そういう人たちというのはやはり家族と一緒にいるので、扶養家族になって生活は何とかできるけれども、でも自分の介護保険料まで家族に払ってもらおうということがいいのかという、制度上の問題ですけれども、これは。そういうあたりはやはり減免申請を指導することについてお願いしたいと思います。

それから、最初の説明のときに言われた認定者が1,742人いると。それで、利用者が1,443人で

82.8%でしたということですが、認定者の中で利用していない人が約300人ほどいらっしゃいます。そういう人については要支援とかそういうことで、在宅ということで認定はされたけれども、利用しないということになってはいますが、そういう人たちというのはどう見たらいいのか。17%ぐらいの人が利用していないわけだ。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 先ほどの不納欠損でございますが、200万円というものにつきましては不納欠損額ということでございます。

○委員長（薄田 智君） それどうやって今後やっていくのですかと。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 基本的に滞納されている方に対しましては、今ほどもご指摘ありましたとおり親切、丁寧な対応で、まずはご相談を受けながら対応させていただければと考えてございます。

○委員長（薄田 智君） 井畑さんにかかりますか。

井畑市民生活課長。

○市民生活課長（井畑明彦君） 1点目の丸山委員からのことに関して、私のほうから、では恐れ入りますが、答弁させていただきます。

再三出ておりました、説明がちょっとわかりにくかったかもしれませんが、200万円云々というのはあくまで不納欠損額ということでございまして、滞納額があったのではなくて、不納欠損した額であるということ、それから年金が無年金であるといった場合に年金がなくて、ほかの収入もないということではなくて、年金はないけれども、ほかの収入があるとか、そういうもろもろの方がいらっしゃいますので、あくまで滞納額がどんどん、どんどん増えている現状にある、150万円が200万円になるとか、そういうことではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の部分で、率にして、要するに介護認定受けたけれども、サービスを受けている人が八十数%、受けていない方が十数%という、こういうことになるわけでございますけれども、当然サービスを必要な方には受けていただくと。しかし、本人意向でありましたり、軽度の方でサービスそのものではないのですけれども、健康づくりの事業、その他を利用して、必ずしも受給していなかったり、あるいは軽度ではないけれども、入院中の方であって、それは介護ではなくて医療を受けていらっしゃると、そういう方のもろもろの存在がありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 今ほどのサービスを利用されていない方に対しますものでございますが、未利用者に対しましては市の4カ所の地域包括支援センターで訪問等を行い、サービス

の利用についても確認をさせていただいているというような対応はさせていただいているところ  
でございます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 利用者が1,443人います。それは、いろんな段階が区分ごとにいると思うの  
ですけれども、それはいいとして、利用者がこれだけいるのだけれども、それでサービスを100%  
受けているわけではないと思うのです。平均的にサービスはどれぐらいですか。何%ぐらいです  
か、受けているの。金額とかありますか。割合で。

○委員長（薄田 智君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） お答えいたします。

実際にどのぐらいの金額というところまで今ちょっと出していないのですけれども、基本的  
にはサービス……

〔「割合でいい、割合で」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（須貝敏昭君） はい。先ほどの繰り返しになりますが、サービスを受けている割  
合としましては先ほどの受給率82.8%となっております。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 利用者が1,443人いるということで、その人たちがサービスを受けているわ  
けです。全部受ければ100%ですけれども、利用を。いろんな利用があるわけだ、ケアマネさんか  
ら指導を受けて。それを全部受けていないと思うのです。100%受けていますか、では。人数では  
なくて、利用。

○委員長（薄田 智君） 須貝課長。

○福祉介護課長（須貝敏昭君） 実績といたしましては100%と考えてございます。

○委員長（薄田 智君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第4号 平成26年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決いたします。

認定第4号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成26年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いいたします。

須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） それでは、私から平成26年度黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

決算書は381ページからとなります。平成26年度は歳入合計の収入済額が1億486万7,973円となりました。歳出合計の支出済額は9,890万2,694円となり、歳入歳出差し引き596万5,279円を27年度へ繰り越しをいたしたいとするものでございます。

それでは、個々の内容について歳出から説明申し上げます。ページ数で398ページ及び399ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、1目医科診療費につきましては、診療所の勤務をお願いした医師に対する報酬と職員の人件費、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経常経費などが主なものでございます。

400ページ及び401ページをお開きください。2目歯科診療費につきましては、13節委託料で歯科及び歯科分室に係る医師に対する歯科診療業務委託料、18節備品購入費で歯科ユニットの購入に係る経費などが主なものであります。

次に、3目は鍼灸マッサージ診療に係る経費でございまして、施術師の賃金が主なものでございます。

402ページ及び403ページをお開きください。2款基金積立金につきましては、診療所運営事業基金に係る利子を同基金に積み立てたものでございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。388ページにお戻りください。第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科及び歯科の診療収入とはり灸マッサージ施術収入でございます。

2項手数料、1目衛生手数料につきましては、診断書料及び介護保険主治医意見書等作成料でございます。

390ページ及び391ページをお開きください。第2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、診療所運営事業基金に係る利子でございます。

392ページ及び393ページでございます。第3款繰入金では、診療所運営事業基金からの繰入金でございます。これは、診療所の嘱託医が年度途中で退職し、通常どおり開設できなかったということもあり、患者数、診療収入がともに減少いたしました。そこで、診療所を運営するに当たり、診療収入等では賄い切れない部分を補填するために基金を取り崩したものでございます。

394ページ及び395ページをお開きください。第4款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

はぐりまして、396ページでございますが、第5款諸収入では胎内やすらぎの家からの診療協力料等でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 398ページ、1目の医科診療費、予算額では五千二百幾らという金額になっています。そして、支出のほうで4,649万6,000幾らぐらい、不用額が560万円ということで、不用額が500万円あるわけですけれども、大きな要因はどんなところでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 医師が途中で辞職したということもございまして、診療日が減っております。その関係の医師に対する報酬でございますとか、あとは消耗品のほうで医科材料費でございますとか、あとは病院のほうに医師を派遣していただいておりますものの不用額ということでございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 健康診断、一般健診とか、特定健診とか、にこ楽・胎内にも、あるいはいろんなところで定期的には開催してはいますが、診療所でも健診を受けられるということ、話を聞きましたけれども、利用者はわかりますか。

○委員長（薄田 智君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 特定健診は、26年度は特定健診等はやってございません。今現在ということでございますが、8月からございまして、問い合わせが2件あるという程度でございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 委員会でもちょっと診療所の医師の件で触れさせていただいたけれども、せっかく医師を確保して、それだけの利用者数がやはり確保というのが課題だと思いますけれども、先般の委員会でも常勤の医師の紹介がないとやはり灸マッサージを受けられないとか、そういった部分の利便性に欠けている部分でちょっと話をさせていただきましたけれども、逆に新しい患者さんが増えたとか、あと訪問診療ですか、そういったものが拡充されたとか、そういった話であればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 4月から赴任していただいております市の職員であります医師でございますが、地域医療のほうに非常にかかわりを持ちたいと、積極的にかかわっていく、推進していきたいという医師でございます。訪問診療と診療所に来れない、何かしらの事情で来れない方を対象にしたりとか、そういった方々のために訪問診療のほうに力を入れていきたいということでございます。今現在の訪問診療者なのですが、月に8人から9人程度と、実人数ですが、その程度でございますが、これから力を入れてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 397ページの雑入で、やすらぎの家診療等協力料として54万3,840円ばかり上がっていますけれども、あそこは広域だから、やすらぎだけ行っていると私は理解しているのだけれども、まだひめさゆりとかああいうところも、あれも広域と私は理解しております。りんどうとかああいうのは黒川病院さんのあれですから、あれですけれども、要望あればそちらのほうも出かけられるのですか。どうですか。

○委員長（薄田 智君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 養護老人ホームであるとか、特別養護老人ホームには医師を基本的に配置するという事になってございます。その養護老人ホーム等には医師が配置できない場合は嘱託による医師ということも認められてございます。したがって、胎内やすらぎの家の嘱託医として黒川診療所の医師が勤務しているということでございます。そのほかの施設につきましては、それぞれの市内の医療機関であるとかの医師が配置されてございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） やすらぎの家は、定期的に行っているのですか。ぐあい悪いときだけ、電話あったときだけ往診に伺っているのですか。どうですか。

○委員長（薄田 智君） 須貝健康づくり課長。

○健康づくり課長（須貝 実君） 定期的に行ってございます。週に1回行ってございます。また、ぐあいが悪いということであれば、その都度また対応して行ってございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第5号 平成26年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第5号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

ちょっと入れかえのため時間いただきます。お昼まで休憩とりません。そういうことで。

〔「随時」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） 随時トイレ休憩はやってください。

それでは、認定第6号 平成26年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） それでは、認定第6号 平成26年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、農業集落排水事業の概況としましては、平成26年度末の接続件数は2,278件で、公共ますの設置数3,277件に対する接続率は69.5%となっております。平成25年度末と比較しましては40件、0.8%の増となっております。地区ごとの接続率といたしましては、黒川処理場区で91%、鼓岡処理場区で72.6%、乙処理場区で55.7%、大長谷処理場区で47.8%となっております。また、年間の有収水量は平成25年度と比較しまして1.1%減の71万4,522立方メートルとなりました。

それでは、決算書に基づいて主なものをご説明させていただきます。初めに、歳出から説明させていただきます。決算書の432ページ、3ページをお願いいたします。1款1項1目農業集落排水運営費におきましては、第2節は職員4人分の給与費であります。第11節需用費につきましては、施設運営に係ります消耗品費、電気料、施設の修繕費等が主なものでございます。12節役務費につきましては、処理場やマンホールポンプを監視するための通信費及び農業集落排水の汚泥を公共下水道の中条浄化センターで処理するための手数料が主なものでございます。13節委託料につきましては、施設の管理委託料及び汚泥運搬委託料が主なものでございます。第15節につきましては、黒川処理場設備の分解整備工事及び無線通報装置、集中監視設備工事が主なものでございます。27節の公課費につきましては、消費税及び地方消費税が主なものでございます。28節繰出金につきましては、一般会計の繰出金であります。

続きまして、はぐっていただきまして434ページ、第2款基金積立金につきましては、基金の利

子をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。

はぐっていただきまして、第3款公債費につきましては起債の元利償還金でございます。平成26年度末の元金の残高につきましては57億9,281万8,971円となっております。

はぐっていただきまして、438ページ、第4款予備費につきましては執行がございませんでした。

続きまして、歳入でございますが、戻っていただきまして416ページをお願いいたします。1款1項1目受益者分担金は、乙地区における分担金でありまして、1件当たり25万円を3年間で分割納付いただいているものでございますが、平成26年度中の納入額は63万2,100円となっております。

1款2項1目工事負担金は、管渠建設工事完了後、家の新築等により新たに公共ますを取り出す必要が生じた場合工事負担金としていただいているものでありまして、平成26年度につきましては5件で106万2,500円の納入となっております。

続きまして、418ページ、第2款1項1目農業集落排水使用料は、4地区における下水道の使用料であります。平成26年度の収納率は98.6%となっております。平成25年度の99.0%と若干減っておりますが、ほぼ同じ率となっております。

続きまして、420ページ、3款1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、農業集落排水事業における起債の元利償還に充てるため、事業費の12%を総額として、県が数年にわたり分割して補助をしているものであります。

続きまして、422ページ、4款1項1目、財産収入の1目利子及び配当金につきましては、市債償還準備基金及び財政調整基金の利子でございます。

2項1目物品売払収入は、不要メーターの売払収入であります。

続きまして、424ページ、5款1項1目一般会計繰入金につきましては、農業集落排水事業に対する普通交付税算入分等でございます。

2項1目の鹿ノ俣発電所運営事業繰入金につきましては、鹿ノ俣発電所の売電収入の配当分でございます。

3項1目財政調整基金繰入金につきましては、平成26年度の一般財源として繰り入れたものでございます。

続きまして、426ページ、第6款は前年度からの繰越金であります。

続きまして、428ページ、第7款諸収入につきましては、第2項1目排水設備設置資金預託金収入につきましては、年度当初に金融機関に預託したものが返ってきた排水設備設置資金預託金収入が主なものでございます。

3項の雑入につきましては、処理場の雷被害に対する建物災害共済金や過年度分修正申告に対する消費税及び地方消費税の還付金が主なものでございます。

はぐっていただきまして、430ページ、市債につきましては平成26年度に借り入れました資本費

平準化債でございます。

以上、歳入合計が5億9,953万7,647円、歳出合計が5億8,804万3,394円であり、差し引き1,149万4,253円を平成27年度に繰り越したものでございます。

以上で認定第6号 平成26年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 433ページの節の1報酬でございます。4万1,300円、下水道事業運営審議会委員報酬とありますが、何名ぐらいですか、これは。

それで、この審議委員は何日ごろ審議されたでしょう。

それと、13節委託料、施設管理委託料2,939万3,280円、あと汚泥運搬事業。これは、どちらも同じ業者ですか。以前黒川のあれでは下越清掃さんが入札をした結果、だいぶ違って、百何万円も違って公衛社と1回入れかえたというような事実もあるのですけれども、今はどういうふうな形になっておりますか。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 初めに、下水道事業運営審議会委員報酬についてでございます。

委員の人数は8名でございます。26年度につきましては、そのうち7名が出席されております。

審議委員会を開催した日付ですが、ちょっと日にちまであれですけれども、去年は10月に開催しております。1回開催しております。

○委員（榎本丈雄君） 今回は。

○上下水道課長（本間陽一君） ことしは8月に開催しました。

○委員長（薄田 智君） 1回ですか。

○上下水道課長（本間陽一君） 1回です。基本的に年1回の開催となっております。

○委員長（薄田 智君） 委託先。

○上下水道課長（本間陽一君） 続きまして、施設管理委託料の委託先につきましては胎内市環境事業合同会社でございます。

それから、汚泥運搬業務委託につきましても同じく胎内市環境事業合同会社でございます。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（本間陽一君） 施設管理、汚泥運搬、両方胎内市の環境事業合同会社でございます。

○委員長（薄田 智君） 選択は入札ですか。そういう、それも聞きましたよ。

○上下水道課長（本間陽一君） 随契により行っております。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 私の記憶ですと、審議委員会は予算書と同じものを議会前に審議するのですよね、一応審議委員だから。これでオーケー、審議委員会がオーケーしたものを我々が審議するのが、これが常道だと思うのだけれども、そういうことはやっていないのですか。8月と言いましたね、今。そういうことをやっていないのですか。

○委員長（薄田 智君） 審議会の中身について、そしたら本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 審議会での中身につきましては、大体秋ごろとか、ことしはちょっと早く8月でしたけれども、前年度の事業概要、それから決算の状況についてご説明しているものでございます。また、ことしにつきましては料金改定についてもご審議いただいたところでございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 433ページの賃金の関係、接続推進員賃金というのがあります。その具体的活動内容と人数。

それと、もう一つは26年度のこれ見ると接続率が69.3%だと。それで、各地区ごとに出ているのですが、これは担当課でもって、例えば27年もうスタートしていると思うのだけれども、今年度は農集に対してはどのぐらい目標、接続率を上げていくのだと、そういうのというのは毎年毎年目標値を定めていますか。それちょっとお聞かせ願います。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 下水道の接続推進員につきましてお答えいたします。

平成26年度は2名をお願いして、接続推進を行ったところであります。そのうち1名分を農業集落排水のほうで予算をつけて、この決算は1名分でございます。もう一名が公共下水道のほうで見ております。

活動内容につきましては、昨年につきましては4月から9月にかけて、合わせて1,147軒、これはちょっと公共下水道も含まれますけれども、1,147軒訪問いたしまして、お留守のところもありましたので、接触できたのが807軒の方と接触して接続のお願いをしてきたところでございます。毎年接続率を幾らに上げるという目標値まではちょっと設定はしていないところでございます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） 例えばこの推進員の人たちがいる、いないのところ800軒お願いして歩いているといったときに、例えばその家族の状況というのがあります。高齢者ひとり暮らしのとこ

ろだったら今のままでいいよというのものもあると思うのだけれども、その中で例えばこれはもう押し方によっては改善されるなというのと、これはもう変な話、これはもうだめだなというのというのは実際接続率の中でそういうのも含めてカウントはしていますかというのが1つと、それと例えば推進員の皆さん1人でぐるっと歩いてもなかなか難しい。例えば農業集落排水接続向上週間だとか、例えば乙地区53です。ここに乙地区の議員さん2人いるのです。こういう人たちを有効活用、副市長もおられるのですから。そういう全体のプロジェクトではないけれども、やっぺいかないと本当に収益改善がまた必要だというふうになって、また今度値上げかという話というのは必ずついてくるのです。だから、ある程度は先を見通してください。やることをやって、これはもうどうしようもないなというのだったらもう料金改定というのはあり得るといのは、その辺の目標定めて、どんとやった上での対応というのはいはり必要ではないかと思うのだけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 渡辺委員、乙地区の議員は3人です。

○委員（渡辺宏行君） それはどうでもいい。

○委員長（薄田 智君） 一応言っておきます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。回りました折には未接続の理由等聞いたりしているところでございますが、昨年度の聞き取りの内容によりますと大体44%ぐらいの方がやはり経済的に何十万円もお金がかかるというようなあたりでちょっと接続を見合わせているというようなこと、それから11.6%の方は老人世帯でちょっともう今さらというような、もう老人だけなのでというようなものがございます。あと、また最近多いのはひとり暮らしだった方がお亡くなりになられて空き家になってしまっているというのもかなりの数ございました。以上のような状況で、渡辺委員のほうからも大変貴重なご意見いただきましたけれども、その辺も含めて接続率が上がるようにこれからやっていきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） そうしますと今のお話を聞くと、そうするともう残りの感じで見通せるのは半分ぐらいしかないといったときに、本当に今の現状のままで収益改善というのはできるかといったら無理だ。でも、財調を底をついたというふうな状況で、しからはり本当にそういう改善的なものでほかのやり方があるのかという、方法。その辺を考えていかないと、我々というのは接続率何%、何%という感じで来るのだ。本当に生活面、経済的な面で無理、あるいは世帯数の状況で無理というのがわかれば、もうおのずと果たしてこの改善、収益となると改善できるのかなというのは出てくると思うのだけれども、その辺もじっくりやっぺいかないと非常にまた料金改定という話はもうすぐ出るのだ。その辺をやらないと難しいなど。何のための農集のあれかなと

いうふうになってくると思うのです。その辺も含めてよろしく願います。

○委員長（薄田 智君） 本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 貴重なご意見ありがとうございます。こちらのほうでも回る範囲も低いところを中心に回ったりとか、ちょっとでも可能性のあるところを中心に回ったりしておりますし、あとまたなかなか推進員の訪問だけではちょっと限界もありますので、それ以外の方策なんかも考えていかなければならないかと考えております。最近では住宅リフォームの補助を使いまして、住宅リフォームのうち、10%ぐらいの方は下水道の接続に使っていただいているというようなこともございますので、その辺をちょっとPRしてということで、効果的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 今の関連ですけれども、私からも提案します。

三条市では、ひまわり債といって年0.6%、これは市民からのお金でございます。銀行だと0.6%なんていう金利のあれは貸し付けはございませんでしたので、我々普通預金でも0.00、零2つぐらいつきますから。そういったものも市で考えられて、大体お宅は100万円ちょっとかかりますよ、このぐらいの年返済で5年ぐらいで大体このぐらいですよという基準出せばいいけれども、ただ一概におまえのところいっぱい働いているのだから、無理すればつなぎ込みできるのではないと、それでは進歩しません。やはり市からも提案していかなければだめです。ない頭絞って、ない金を出したってやるようにしていかなないとなかなか接続率は上がっていかないと思います。検討する考えはありますか。市長に伺います。

○委員長（薄田 智君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） ご指導ありがとうございます。要は今推進員の方を見ますと、ただ入れ、入れでなくて、この制度がこういうものがあると、こういう説明しないとなかなか納得しないと思うのでありますので、推進員の方についても制度をこういうものがあるということをきちんと頭にたたき込んで、リフォームもありますし、いろいろな面でまたPRしていきたいと思っております。よろしく願います。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第6号 平成26年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決いたします。

認定第6号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 平成26年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間陽一君） 続きまして、認定第7号 平成26年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、簡易水道事業の概況をご説明いたします。この事業は、黒川地区の約1,000軒に給水している第1簡易水道と鼓岡、大長谷地区の約760軒に給水しております第2簡易水道で構成されている会計でございます。年間有収水量は59万4,663立方メートルで、平成25年度と比較いたしました3.4%の減でございました。この要因としましては、給水人口の減少や大口使用者である工場の移転等によるものと推察されております。1件当たりの使用料を見ますと、1カ月当たり1.1立方メートル減の28.2立方メートルとなっております。

それでは、決算書のほうに基づいて主なものを説明させていただきます。初めに、歳出からご説明いたします。460、461ページをお願いいたします。第1款1項1目簡易水道運営費は、2節給料、3節職員手当等につきましては職員3名分の人件費でございます。そのほか第11節需用費につきましては、事務費の一般経費及び簡易水道施設の運営に係る消耗品、それから電気料、施設の修繕費等が主なものでございます。次の12節役務費は、配水施設を監視するための通信運搬費が主なものでございます。13節委託料につきましては、保安待機委託料、水質検査委託料、メーター検針委託料、それから紫外線照射設備設置工事の実施設計業務委託料が主なものでございます。第15節工事請負費は、東牧、坪穴、夏井地内における配水管布設工事や路面復旧費が主なものでございます。はぐっていただきまして、462ページ、28節繰出金は、一般会計からの借入金の償還額を一般会計へ繰り出したものでございます。続きまして、464ページ、基金積立金につきましては簡易水道施設整備基金の利子を基金に積み立てたものでございます。

続きまして、466ページ、第3款公債費につきましては、起債の元利償還金でございます。なお、26年度末の元金の残高は5億4,215万1,095円となっております。

最後の468ページ、予備費につきましては執行がございませんでした。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。448ページ、9ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目簡易水道使用料でございます。平成26年度の収納率は97.8%で、平成25年度の98.1%から0.3ポイント低下しておりますが、ほぼ同じ収納率となっております。不納欠損額につきましては、時効により3名分の9,590円が発生いたしております。

第2項の手数料につきましては、給水装置工事検査手数料等でございます。

続きまして、450、451ページになりますが、第2款財産収入につきましては、簡易水道施設整備基金の利子でございます。

それから、第2項の財産売却収入につきましては中古メーター等の売却収入でございます。

続きまして、452ページ、第3款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計からの交付税算入分の繰り入れでございます。

第2項1目鹿ノ俣発電所運営事業繰入金につきましては、鹿ノ俣発電所運営事業からの補助金の分配を受け入れたものでございます。

3項1目簡易水道施設整備基金繰入金につきましては、この基金からの繰り入れでございます。また、紫外線照射設備設置工事に充当したものでございます。

続きまして、第4款1項1目繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金でございます。

続きまして、456ページの諸収入につきましては、2項1目雑入におきましては新たに簡易水道に加入する際にいただく加入金や農業集落排水の賦課徴収業務の受託料、それから消費税及び地方消費税の還付金が主なものでございます。

続きまして、458ページ、市債になります。こちらにつきましては、平成26年度に行いました簡易水道事業に係る簡易水道事業債の借り入れと、それから資本費平準化債の借り入れでございます。

決算額といたしましては、歳入合計が2億6,026万6,283円、歳出が1億6,441万8,392円でございます。差し引き9,584万7,891円を平成27年度に繰り越ししております。なお、このうち9,000万円につきましては繰り越し事業であります紫外線照射設備設置工事の財源となっているものでありますので、実質の収支額としましては584万7,891円となるものでございます。

以上で認定第7号 平成26年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） ありがとうございます。今チャイムが鳴りましたが、ちょっと区切りが悪いので、申しわけありませんが、ここだけ終わらせて午後から入りたいと思いますので、引き続き説明のありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第7号 平成26年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

お諮りいたします。昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） そうしましたらご異議がないので、再開13時とします。よろしくお願いたします。ありがとうございます。

午後 零時02分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○委員長（薄田 智君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第8号 平成26年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

久保田地域整備課長。

○地域整備課長（久保田雅勝君） 説明に入る前に、この公共用地先行取得事業特別会計につきましては、下越土地開発公社からの用地買い戻しが全て完了し、工期も完了しており、土地用途別で各課へ移管は終わっております。このことにより平成26年度末で公共用地先行取得事業特別会計を廃止といたしました。

それでは、平成26年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書472、473ページをごらんください。歳入では収入済額は2,135万1,834円であります。

次に、474、475ページ、歳出では支出済額が2,135万1,834円であります。歳入歳出同額でございます。

では、初めに歳出でございますが、事項別明細書484ページ、第1款公共用地取得費、1項公共用地取得費、2目史跡公園整備用地取得費についてはいずれも公有財産の購入費でございます。これは、下越土地開発公社からの用地買い戻しでございます。当年度をもって下越土地開発公社への返済については全て終了いたしました。

次に、487ページ、2款予備費につきましては執行ございませんでした。

次に、歳入でございますが、479ページ、第1款繰入金、1項一般会計繰入金、これは一般会計からの繰入金でございます。

次に、481ページ、第2款1項繰越金については前年度からの繰越金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） では、史跡公園の最終的な総額と面積について教えてください。

○委員長（薄田 智君） 久保田地域整備課長。

○地域整備課長（久保田雅勝君） 史跡公園の面積につきましては、合計で13万5,592平方メートルでございます。支払った金額につきましては4億5,749万6,335円となっております。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第8号 平成26年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第8号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

次に、認定第9号 平成26年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） それでは、平成26年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書490ページをお開き願います。平成26年度は一般会計繰入金9,800万円を含め、合計で1億9,216万4,847円となっております。

次に、492ページをお願いいたします。歳出合計が1億9,020万4,460円となり、歳入歳出差引額196万387円は平成27年度に繰り越すものでございます。

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。決算書506ページ、507ページをお願いいたします。第1款商工費、1項1目観光総務費では、11節需用費、観光パンフレットの印刷製本等でございます。12節役務費では広告料、手数料、27節公課費では消費税及び地方消費税などが主なものでございます。

2目旅行あっせん費では、旅行あっせん業務におけるJRの運賃、航空運賃、宿泊使用料、バスの借上料などが主なものでございます。

次に、2項胎内アウレッツ館費、1目胎内アウレッツ館運営費につきましては、胎内アウレッツ館及びレクホールの維持管理に係る経費でございます。

次に、508ページ、509ページをお願いいたします。3項樽ヶ橋遊園費、1目樽ヶ橋遊園運営費につきましては、施設の維持管理運営に係る経費でございます。

次に、510ページ、511ページをお願いいたします。4項胎内リゾート施設費、こちらのほうは胎内リゾートの施設運営管理に係る経費でございます。11節需用費は修繕費、15節工事請負費で胎内スキー場の施設改修工事などが主なものでございます。

次に、512ページ、513ページをお願いいたします。2目公債費につきましては、人工造雪機、圧雪車の長期償還金及び利子でございます。

次に、これを賄います歳入についてでございますが、戻りまして496ページ、497ページをお願いいたします。第1款事業収入につきましては、1項アウレッツ館事業収入では1目食堂収入から4目の施設使用料まででございます。

2項樽ヶ橋遊園事業につきましては、1目売店収入から3目の観光施設使用料でございます。

次に、498ページ、499ページをお願いいたします。第2款使用料及び手数料、1項1目行政財産目的外使用料は、観光施設敷地内にあります東北電力、NTTの電柱や自動販売機の施設使用料でございます。

次に、500ページ、501ページをお願いいたします。第3款繰入金は、一般会計からの繰入金及び鹿ノ俣発電所運営事業繰入金でございます。

502ページ、503ページをお願いいたします。第4款は前年度の繰越金でございます。

次に、504ページ、505ページをお願いいたします。第5款諸収入、2項1目雑入は、旅行あっせん収入、風倉発電所の光熱水費負担金でございます。胎内リゾート施設光熱水費負担金などが主なものでございます。

以上で平成26年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。

す。ご質疑願います。

佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） 506ページのアウレッツ館に対しての現在の運用状況、どのような方が使用されて、市外から、県外からどのぐらいの数がここに来ているのか。そして、どのようなその人たちが運用しているかちょっとお聞かせください。

○委員長（薄田 智君） 佐藤委員、これ26年度の。

○委員（佐藤武志君） 26年度の。ごめんなさい。

○委員長（薄田 智君） わかりました。26年度の内容についてお願いします。

阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） お答えいたします。

宿泊利用者ということで限定をさせていただきたいというふうに思います。市内の方で、26年度でございますと498名の方、県内という形ですと2,293名、県外ですと2,151名の方、合計で4,942名の方でございます。目的別という形で見ますと、スポーツ合宿、大会等で2,903、約6割がこちらのほうの目的で来られております。また、研修ということで1,046名、21%の方、それからグリーンツーリズムということでの関連で800名、16%、その他いろいろございますので、その他ということで200名の方、4%という形で目的別では集計をさせてもらっております。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） そうすると、その建物は2つあるのですよね、アウレッツ館の建物って。その1棟だけを使っているのですか。それとも、両方使っている。そして、収容している部屋の数わからないのですけれども、その率というのはどのぐらいですか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 2棟、A棟とB棟という名前をつけさせてもらっておりますが、両方使っておりますが、A棟のほうを中心にまず使わせてもらってございます。要するに正面のところ。そちらのほうから今度B棟のほうに使うというのは混んできたときということで、そちらのほうを利用してございます。A棟のほうが今37部屋で、B棟のほうが25部屋ということでございます。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 509ページ、需用費ですけれども、光熱費が5,188万7,249円。こんなにいっぱい使っていないと思うのですけれども、その前に雑収入の胎内リゾート光熱水費3,680万4,822円。これを差し引いた分が実際に使っている分だと思うのです。それで、そうするとこれをクアハウスのほうの収入に入れなければいけないのではないかなと思うのです。これともう一つ、クリーニング代、これも多分アウレッツ館の収入になると……

- 委員長（薄田 智君） クリーニング代は何ページですか。
- 委員（天木義人君） 505ページ、雑収入。それを入れないと実際にクアハウスに使ったお金が幾ら使ったか出てこないと思うのですけれども、その辺の見解は。
- 委員長（薄田 智君） クアハウスですか。
- 委員（天木義人君） クアハウスではなくて、アウレッツ館。
- 委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。
- 農林水産課長（阿彦和男君） まず、最初にお話ございました光熱水費の部分でございます。今委員がおっしゃったとおり5,188万7,249円ございますが、そのうちロイヤル胎内パークホテルのほうで使っている分が今ほどの3,680万四千何がしという形でのものがございます。これは、前にもちょっとご説明をさせていただきましたが、東北電力からの振りかえの部分で単独でのメーター持ちができなかったものですから、アウレッツを通しての形ということになってございます。アウレッツ単独の部分ですと、引き算しましての部分で1,327万円ほどになってございます。
- もう一つのほうのクリーニング代の部分でございますが、収入のほうに入っていて支出のほうが見えないという形ではよろしゅうございますか。
- 委員（天木義人君） はい。
- 農林水産課長（阿彦和男君） 支出のほうにつきましては、役務費の手数料の中にクリーニング代というのが……
- 委員（天木義人君） 収入のほうにも入っていないのではないですか、アウレッツ館の収入。収入はどこに入っているのですか、それは。宿泊費に含まれているのですか。
- 農林水産課長（阿彦和男君） 収入としては、先ほど委員おっしゃいましたクリーニング代のところで別個に入っていくような形になっておりますけれども。
- 〔「505ページに入っている」と呼ぶ者あり〕
- 委員（天木義人君） 505ページに。これ雑収入だから、アウレッツ館の収入にはならないのですか。
- 農林水産課長（阿彦和男君） アウレッツ館全体での収支の計算の中では当然入れて計算をしております。
- 委員長（薄田 智君） 天木委員。
- 委員（天木義人君） 私言うのは、雑収入のクリーニング代ありますよね。それは、宿泊費に入っているのですか、アウレッツ館の。
- 委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。
- 農林水産課長（阿彦和男君） 利用者からおもらいする宿泊費としては、クリーニング代ということでは、雑収入分です。
- 委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） それをアウレッツ館の収入に入れなければ、アウレッツ館の収入が少なくなりますよね、料金の体系としては。それと、雑収入から、アウレッツ館のほうの雑収入に入れておけばアウレッツ館のほうの収入が増えるわけだ。電気のほうも観光事業の雑収入ではなくて、アウレッツ館の収入に入れておかないと全体のアウレッツ館のかかったお金がわからないわけです。出るのばかり出しておいて、入ってくるのを入れないということになると片一方になりますので、その辺の見解はどうですかということなのです。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 事業収入、事業支出との絡み、アウレッツ館の収支を考える中でということになろうかと思いますが、観光事業会計そのもので全体的に含めて雑収入の中に入れておりますが、アウレッツ館を収支として考えるときには当然いただいたものは収入、出すものは支出というふうに見てございますので、ただ観光事業という特別会計の中では一緒になっているということでご理解をいただければと思います。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） そうすれば、アウレッツ館で出たお金と入ったお金、幾らで差額は幾らですか。全体でかかったお金と。

○委員長（薄田 智君） 三宅副市長。

○副市長（三宅政一君） アウレッツ館のクリーニング代については、宿泊費ということであれば1泊幾らというお金でいただくわけですけども、クリーニング代は連泊の場合は2日間使う場合もあるし、3日間使う場合もありますので、一緒にもらうわけにいかないということでありませう。

○委員（天木義人君） それはわかりますけれども、アウレッツ館のほうから出しているのでしょう、お金は。

○副市長（三宅政一君） 別に出します。

○委員（天木義人君） それをアウレッツの収入に入れないと、雑収入の、観光事業ではなくて。アウレッツ館で使ったものだから。

○副市長（三宅政一君） この会計自体が全体の中での経費になっていきますので、アウレッツ館単体では……

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） そうすれば、アウレッツ館で今九千何ぼかかっていると出ておりますけれども、実際に本当にかかったお金は幾らかかりましたか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） アウレッツ館の運営事業単体での収支ということになりますと、26年度では今ほどお話のありましたクリーニング代等全て含めまして7,583万3,547円ということ

でございますし、支出につきましては9,486万3,612円という形でカウントしてございます。  
1,900万円ほど赤字という形でものを出しております。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 509ページの節の15工事請負費、これ具体的に施設改修工事になっていますけれども、先般ここにいる大半の議員が9月15日の敬老会に行って、天井から何か白いもの、まだ雪降る段階でないけれども、白いものがぼろんとおってきて、上見たらだいぶレクホールの、アウレッツ館の関連だと思えますけれども、ロイヤル胎内ホテルでないので、レクホールはアウレッツ館の系列だと思えますけれども、だいぶひどくさびているのですけれども、どこの工事でしたか。それは、今さびているあのところ、現実に農林水産課長さんはごらんになってますか。あまりひどくなるとだいぶ工事費もかさむもので、どういうふうに考えているか。あそこでなかったら。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 26年度に実施しました工事につきましては、B棟のエレベーターの関係、それから非常灯、消防の関係で指摘受けましたけれども、非常灯の関係、それから冷凍機の配管の改修というようなことでさせてもらっておりまして、委員のおっしゃるレクホールの関係については26年度実施しておりません。また、そういうふうなお話ございますので、至急見て検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 496、7でさっきの話になるのですけれども、胎内アウレッツ館は前年度比で約300万円くらい減、樽ヶ橋は100万円ちょっと減になっているわけです。実際さっきの利用者、宿泊者を聞いたら前年度は泊まりで6,150人だったのが今回5,000人いかないというわけです。それで、だから収入が減っているということにはなるのですけれども、結構予算審査のときになると7,000、8,000、9,000人くらいの予約があるみたいなことで、勢いのいい話があるのですけれども、決算になると半減してしまうということについて、もうちょっと説得力ある説明をお願いしたいというのと、それから樽ヶ橋遊園は入園者どれくらいあったのか。25年度3万1,840ということだったのですが、樽ヶ橋についてもお伺いします。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） まず、アウレッツ館の人数の関係でございますけれども、今お話のとおり、ただ9,000とか8,000までは膨らませてございませませんが、前年度の人数等を見まして翌年の利用等を考えてまいっております。25年には五千幾ら、約6,000でございましたので、26年度は6,100ということで伸びてまいりました。失礼しました。25年が6,158ということで伸びてまいりました。26年につきましては、それを経て6,100ということで設定をさせてもらったのですが、実際のところ合宿等の減少ということで少なくなったということでございます。それにつきまし

ては、私どもで想定しているというか、来ていただく方たちに便利なようにということで考えておりますが、来られる方々が野球合宿であれば上の大会等に進むとか、こちらに来て、同じような対戦相手がちょっと見つからないとか、いろんなことがございまして、間際になって少なくなるということで、ちょっとその部分については私どもの想定できないものかなというふうに思っております。ただ、少なくならないように今後も、せっかく市長もそちらのほう行って誘致をしてくださっておりますので、頑張っていきたいと思っておりますけれども、そういう想定しない部分でのキャンセルについてはどうしようもないのかなというふうに考えております。

○委員長（薄田 智君） 樽ヶ橋。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 樽ヶ橋遊園のほうにつきましては、2万7,796人となっております。

この樽ヶ橋遊園のほうにつきましては、やはり外で来場いただくわけですので、昨年と比べてゴールデンウィーク時の天候不順であったりだとか8月の夏休みシーズン、ハイシーズンのときにちょっと天候が悪かったというような要因があるかと思えます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それで、樽ヶ橋の関係ですけれども、あそこに入るのにいろいろ工夫して、ファミリー券とかつくったのではないですか。あれの回収率というのはどれぐらいですか。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 済みません。ちょっとそこまで資料持ち合わせがありません。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） では、回収率がわかれば後で教えてもらいたいなということも同時にお願いします。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） そちらのほうについてもちょっと後で報告させていただきます。

○委員長（薄田 智君） 坂上委員。

○委員（坂上清一君） 済みません。今のことに関連しまして、樽ヶ橋遊園の話なのですけれども、商工観光課長、いいですか。毎年予算がない、予算がないと言って、メンテナンス従業員でやっているみたいですが、収入減云々もあるけれども、予算残っているのに予算がない、予算がないでプロにお願いしないで、入場して行った人たちは何か遊園そのものが暗くて、一般質問すればいいのですけれども、いいですか。一般質問するほどの問題でないものですから、させてもらいますけれども。

○委員長（薄田 智君） 何を質問するか、簡潔にひとつ。

○委員（坂上清一君） はい。もっと予算を使って色使いよく、子供たちが楽しくなるような、また来たいというような色使いを使って、華やかにしたほうが収入増えるような気がするのですけれ

ども、いかがお考えですか。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 確かにそのとおりだと私も思っております。ただ、限られた予算の中で費用対効果を見ながら、何を一番に整備していくのか、それらのことを年度計画の中でさせていただきまして、今年度につきましても今委員おっしゃいました入り口の屋根であったり、塗装であったりだとか、そういうようなものを整備いたしたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） 511ページ、胎内リゾート施設運営のフィッシングパーク施設工事に64万円ほど使っていますが、どのような工事をなされたのか、またどのくらいの集客があったのか教えてください。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） ただいまのご質問なのですが、フィッシングパークの修繕費ということで、フィッシングパークの乗り入れる、今まで砂利道だったのですけれども、そこでちょっと坂が急だったので、そこを整地したというような形でございます。

○委員長（薄田 智君） 来場者数。

○商工観光課長（高橋文男君） 済みません。フィッシングパークの利用者数のほうが2万6,459人でございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤武志委員。

○委員（佐藤武志君） 私もちょっと提案になるのですが、私も1回行って、何回か行ったことあるのですが、釣れ過ぎるほど釣れて楽しいのですが、あそこで釣ってから持ち帰るか、そこで焼いてもらうかしているのだけれども、子供たちを連れていくとやはりその脇に椅子あって、テーブルでもあって、そこで食べられるとか、あと軽く自分たちで焼いて食べられるとか、そういうものをつくったらもう少し、これだけの人数が入っているわけなのですけれども、もう少しそういう集客するための工夫というのは考えませんか。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） ただいまご意見いただきましたので、またこちらのほう検討させていただいて、どういうふうにするか検討してまいりますので、よろしくお願い致します。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 506ページ、旅行あっせん料であります。予算執行は608万円、収入のほう が386万円、220万円ぐらいの赤字ですけれども、毎年赤字は出ているのですけれども、利用人数とどのような団体が利用しているか教えてください。

○委員長（薄田 智君） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 済みません。そちらのほうも後ほどお答えさせていただきます。

○委員長（薄田 智君） 天木さん、ほかにありますか。

○委員（天木義人君） 後で。

○委員長（薄田 智君） わかりました。今わかりますか。

高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） それでは、天木委員さんのほうの旅行あっせんのほうについてご説明させていただきます。

こちらのほうが着地型の観光ツアーのほうが5回実施しております。合計のほうは134名で、そのほか団体の旅行会社さんの旅行をあっせんするような形で、3つの団体に旅行を紹介させていただきました。

○委員長（薄田 智君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 着地型で134人、あとのほうから3団体ということで、400万円弱の収入しかないわけです。それで赤字が220万円。そこにプラス人件費がかかっていると思うのです、市の職員の。そうすると、もろもろでもうちちょっといっぱい赤字ではないかなと思いますし、一般の民間の旅行会社も今サービスがよくなって、対応がきくと思うので、前にも言ったのですけれども、このまま存続させていいものか悪いものか、その辺来年度の財政も大変厳しいので、削れるところから削っていかないとなかなか、小さいところでも削っていかないとだめなのではないかなと思いますので、その辺来年度に向けて検討してもらいたいと思いますが、お願いいたします。

○委員長（薄田 智君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） これ団体等の数字でありまして、私は個々でやるのもこういうふうに行っていると思うのです。この数字もつかんでいると思うのでありまして、私はちょっと赤字だということで、特殊な、自治体がこういうようなのをあっせんするのはあまりありませんので、できたら黒字を目指しまして、できるだけ継続してできるのであれば考え方でやっていきたいと思っております。ただ、胎内市の方々もここへ申し込むと非常に便利だということをしてPRする必要があると思うのであります。もうしばらく継続させていただきたいと思っております。

○委員長（薄田 智君） 保留の件で、高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋文男君） 先ほどの回答させて、遊園の優待券のほうについて、850枚ほど発行させていただきまして、74枚回収させていただきました。回収率のほうは8.7%でございます。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないようなので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第9号 平成26年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議がないので、これより採決いたします。

認定第9号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 平成26年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 認定第10号 平成26年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明をさせていただきます。

518ページをお開き願います。歳入合計で4億2,219万3,505円が収入済額でありまして、めぐりまして歳出合計で4億820万111円が支出済額であります。歳入歳出差し引き残額1,399万3,394円につきましては、平成27年度に繰り越しするというものであります。

詳細につきまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。最初に、歳出から説明申し上げます。538ページをお開き願います。1款農林水産業費、1項農業費、1目地域産業総務費では、申告により消費税を納入したものであります。

次からの2目、3目、4目の地域活性化センター運営費までにおいては、8月末までは製造のみを民間委託、9月以降については飼育、加工製造、販売を民間に委託したものでございます。それでは、2目農畜産物加工施設運営費であります。ハム、ウインナー等の加工製造施設の運営及び維持管理に要する経費でありまして、主なものは加工製造に関する委託料及び黒豚等の購入費が主なものとなっております。

次に、下段の3目乳製品加工センター運営費では、ジャージー牛乳、ヨーグルト、アイスクリームの製造運営及び維持管理に要する経費でありまして、13節委託料での製造工程全般を委託した経費が主なものとなっております。

540ページの4目地域活性化センター運営費では、13節委託料で特産品活性化推進業務委託料、これにつきましては9月以降の民間事業者への委託に係る経費の部分でございますし、その他につきましては納品、請求管理等行っております活性化センターの運営及び維持管理に要する経費であります。

下段の5目米粉製造施設運営費では、新潟製粉株式会社への米粉製造委託料、工事請負費では近江新地内の工場の屋根雨漏り修繕工事、それから28節繰出金では同近江新地内にあります米粉倉庫の返済分でございます。

めぐりまして542ページでは、6目農産加工施設運営費では胎内高原ハウス株式会社への委託料でありまして、工事請負費は遠心分離機改修工事が主なものであります。翌年度繰越額につきましては、井戸の新設事業分でございます。

中段からの7目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に係る経費であり、市職員と醸造委託をお願いしております勝沼醸造、それから新潟フルーツパーク職員とワインの醸造に当たったところであります。

次に、548ページ、3款1項公債費で、施設の長期債の償還元金及び利子の支払いであります。

続きまして、歳入であります。戻りまして524ページ、1款事業収入、1項1目の農畜産物加工事業収入ではハム、ウインナーの売り上げ収入、2項1目乳製品加工事業収入では牛乳、ヨーグルト等の売り上げ収入、3項1目地域活性化センター事業収入では活性化センターで取り扱った醸造品等の販売及びイベント収入であります。

4項1目米粉製造事業収入は、新潟製粉株式会社からの米粉販売収入であります。

5項1目農産物加工事業収入では、胎内高原ハウス株式会社からのミネラルウォーター、麦茶等の販売収入であり、6項1目ワイン製造施設運営事業収入ではワイン販売収入であります。

次に、528ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、各施設の電柱、電話柱の敷地使用料分でございます。

530ページ、3款財産収入、1項1目財産貸付収入では、みそ、漬物加工施設の貸付料であります。

532ページの4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では運営費補填分の、2項特別会計繰入金で鹿ノ俣発電所配当分の繰り入れであります。

534ページ、5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

536ページ、6款1項1目雑入では落雷被害の共済金、各施設の民間委託事業者からの電気料が主なものとなっております。

以上で認定第10号 平成26年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） 歳入の524、5でワインの収入が2,689万円ですけれども、これ本数に直すと大体どのぐらいの本数になるのでしょうか。

- 委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。
- 農林水産課長（阿彦和男君） 販売本数につきましては2万953本でございます。
- 委員長（薄田 智君） 森田委員。
- 委員（森田幸衛君） ワインの運営支出を見ますと2,700万円ぐらいで、もう少し頑張るととんとんになるような数字に見えるのですけれども、あと何本ぐらい頑張って売れるとなると収支が合うような皮算用と申しますか、なるのでしょうか。
- 委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。
- 農林水産課長（阿彦和男君） 現在29万円ほど不足という形で計算上になってございますので、あと平均単価でいきますと300本売ればとんとんというふうに。
- 委員長（薄田 智君） 森田委員。
- 委員（森田幸衛君） あと一息のところで大変いいなと思いますし、あと会計全体の中ではミネラルハウスももう既に黒字を出すぐらいになっていますので、起債もあるので、やがて一般会計から7,000万円も入れなくてもいい日がいつごろ来るのでしょうか。
- 委員長（薄田 智君） 三宅副市長。
- 副市長（三宅政一君） 新潟フルーツパークへということでしょうか。
- 委員（森田幸衛君） いえ、会計全体。
- 副市長（三宅政一君） 会計全体へ。地域振興事業全体への一般会計からの繰入金ということに對しましては、何年ということは申し上げられないというふうに思っています。ワインにつきましては直営でやらなければ、酒造免許の関係もありますので、やっていかなければならないわけですが、本数も300本だという話ではありますけれども、年々できる原材料、要は加工用ブドウが耐用年数約20年ということが平均ですので、それにも近づいてきているということと、生産数量そのものが30万のものが今二十一、二万という段階に来ております。それを補うには補植等やっていかなければならないのですけれども、それがなかなか上がってこない、成果が見えてこないというところもありますので、そのところは新潟フルーツパークにも頑張って生産量上げてもらわないと市のワイン販売収入も追いつかないというような、品質のほうはぐんぐん上がっていますけれども、量の面で追いつけない。やはりそんなにシャブレとかボジョレーヌーボーみたいに何倍にもして売れるという品物でもございませんので、その辺のところは量と品質、両方を兼ね備えていただかないとなかなか完全黒字にはいけないということもありますので、その辺は考えていかなければならないということもあります。

それから、畜産、ハムとヨーグルト等の乳製品等については今現在特産品という位置づけの中でやっております。その関係で完全なる黒字化というのはなかなか難しいと思います。ジャージー牛の育成、年間二百何十万円かで委託しておりますけれども、一年中あれは休みがありません。それを1人でやるというのも無理ですので、二百何十万円で作ってもらえるというのはあまりい

ような状態ではないわけですが、非常に安い価格でやっただいていてというところ  
であります。ただ、第三セクターの新潟製粉、それから胎内高原ハウスについては会社の経営方  
針等に基づいた中で徐々に単年度での経常黒字という形出てきておりますので、今後もその辺の  
販売強化に努めた中で黒字化を図っていければというふうに思っていますが、会社としてもうか  
っても、この会計ではもうからないという仕組みになっておりますので、その辺のところはご理  
解いただきたいと思います。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 543ページの13節委託料、私も旧黒川議員時代、勝沼醸造に視察に行っ  
てまいりました。よくこんなに従業員抱えてやっただけるのですねということでお話を伺いしてき  
ました。あそこにはブドウ園のところにレストランがあるのです。レストランも経営しているの  
です。そこで、農林水産課長に聞きますけれども、いいブドウだけワイン工場は採用しているの  
か。悪いのは投げているのか。勝沼醸造では、私あまりワイン飲むのあれですから、ジュースも  
売っているのです。そうすると、売り上げも上がるのだ。逆にフランスのほうへ逆輸出している  
のです、勝沼さんは。今俺もう勝沼さんと縁切ったのかなと思ったら勝沼醸造に委託していると。  
まだ委託しているというようなことでございます。そうすればもうちょっと売り上げも上がるの  
ではないかなと思っているのですけれども、悪いのは皆選別して捨てるのですか。どうしている  
のですか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 早く言いますと、悪いものは捨てているという状況でございます。  
虫食いと、熟してしまったものとか、鳥に食われたものとかについては全て捨てております。  
いいものだけをワイン用に摘んで、そちらのほうに入れているということが現状でございまして、  
それらのものをまたジュース等というのはちょっと考えにくいのかなというふうには思っており  
ます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 悪いブドウも干しブドウとか、ジュースとかに加工できるものは無駄にし  
ないで、経費かかっているのだから、ただでない。山ブドウみたいにただ出てくるのだったらい  
けれども、栽培しているのだから、利用できるものはなるべく利用して、コスト軽減の面でも  
無駄にしないで、できるものは使って、経費かかるのなら、いっぱい経費かかって赤字になるの  
ならそれでいいけれども、せっかくあるもの、腐ったのはだめですけれども、ちょっと品質の悪  
いのはそういうふうには再利用したほうがいいと思いますけれども。

それと、また話は別になるのですけれども、湯沢のほうに行くとビール園の絞りかす、あれ無  
料でビール飲むつまみに、胚芽というか、ビールのとった絞りかす、塩を振ってつまみに出して  
くれる。湯沢のほうに行くと。そこも参考にして勉強して、いろいろ黒字になるように、売り上

げが上がるように。そうすると、お客さんもつまみなしで、無料で出しているのだから、皿に入れて。ただだから、塩辛くすれば、そういう方法でいろいろ考えたほうがすぐ黒字になっていくのではないかなど。ただ一概に第三セクにみんな専門家に任せているから、俺は関係ないなんていう。だったら手を引けばいいし、皆お任せすればいいことだから。そういった考えございますか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） まず、ブドウの再利用と申しますか、利用につきましては、どういうふうな形で利用でき得るのかちょっと検討させていただきたいというふうに思います。ただ、私どものところのものについてはいいワインをつくるということでのブドウを主にしておりますので、まずその部分はきちんとして、そのほかに委員おっしゃいます少し傷んだものをどういうふうにするかという部分については検討をさせていただきたいと思います。

それから、湯沢のほうで行っているビールの関係につきましては、今民間事業者のほうにビール醸造任せております。そちらのほうでやっておりますので、お話としておつなぎをさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 先ほどの関連した質問になるかと思いますが、524ページの乳製品加工の営業収入、当初では750万円で収入で140万円減収しておりますけれども、先ほどのジャージー牛の原料供給ということが主な原因ということなのでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 当初見込んだ額が750万円で、実際には613万円しか売れなかったということがなぜかという部分については、売れなかったということですが、アイス等が少し当初見込みより少なかった部分と牛乳の部分で少なかった部分が主な要因かと思われま

す。全般的にちょっと少なかったというのが、売り上げとしてはそういう形で出ております。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） チーズ加工製品のほうを取りやめたということですが、これも原料の影響でしょうか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） チーズ加工のほうについては26年4月からやめております。と申しますか、今までチーズ等をつくってくださった方が退職されて、後任もしくは受けてくれるところを探したのでありますが、残念ながら見つからずというか、受けてくださるところがないということで、チーズについては26年4月から動かしてございません。ただ、残っていたものについては全部、1万9,000円ほどになりましたが、売り切りました。

○委員長（薄田 智君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） チーズ製品の加工施設を今後どのような用途を考えておられますか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 今補助金の関係等もございまして、何とか使っていきたいということで、受け入れ等される方等探したり、またほかの用途で使えないかということで検討を進めてきましたが、今においてはめどは立っておりません。今後も有効利用していきたい、その方向で利用してくださる方等を探してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ワイン、ミネラルそれぞれですけれども、卸価格というのは販売価格の何%ぐらいなのか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） まず、ミネラルのものにつきましては第三セクター、そちらの株式会社の方でやっておりますので、私のほうからは資料もございませんし、答弁は差し控えさせていただきますというふうに思います。

私どもで行っております胎内高原ワインのほうでございまして、6割から8割ということで、市内から市外への各5%ずつの差を設けた形で卸させていただきます。

○委員長（薄田 智君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは、でも大体一般的なやり方で、妥当だということなのか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） この割引率、価格等を定める段階でいろいろ調査をし、そういうパーセントが一般的に使われているということで利用したということでございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 525ページの款の3、項の1 活性化センター売店収入でございまして、これ贈答品と農林水産課長さん言っておられました。どういった贈答品、ハムとかみそとかそういったものなのか。

それを伺いたいのと、めくっていただきまして、531ページの項の1 農産物加工施設貸付料、みそ、みそ漬けと言っておられました。大豆加工した、栽培している方だと思いますけれども、幾らも大豆栽培していないのに、貸付額が30万円ということになると大変この方、生産者組合組織しておられる方だと思いますけれども、ほかでも貸付料、そういったのを取られているのですか。個人でないのです。生産者組合ですから。贈答品はみそ漬け、みそはどのような、個人でやっているのですか。市であれしているのですか。どちらなのですか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） まず最初に、売店収入の贈答品でございまして。その詰め合わせの内容でございましてけれども、私どものワインは当然その中に入っておりますが、詰め合わせの内容によりますけれども、ワイン、肉、ハム、それからヨーグルト、こういうものを中心に1個入

れたり、2個入れたり、いろんな形でのお値段に合わせた形で詰め合わせをさせていただきまして、セット品としての販売をさせてもらっているところがございます。

それから、531ページの加工施設貸付料でございますが、30万円でございますが、これはみその加工施設ということで、利用者の方が月2万5,000円がいいよということで、そこでみそを加工しているということでございます。

○委員長（薄田 智君） 榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 施設貸付料というのは、この方1組合ですか。あとの会社とか、そういうところは施設使用料としていただいているのですか。

○委員長（薄田 智君） 阿彦農林水産課長。

○農林水産課長（阿彦和男君） 今ほどの30万円の部分に関しましては、農事組合法人1社でございます。1法人でございます。

○委員長（薄田 智君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） では、ご質疑ないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第10号 平成26年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決をいたします。

認定第10号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

次に、認定第11号 平成26年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をお願いします。

小野黒川支所長。

○黒川支所長（小野晋平君） それでは、平成26年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

568、569ページをお願いいたします。初めに、歳出からご説明いたします。第1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費の主なものにつきましては、2節給料から4節共済費まで担当職員2名分の給与等であります。13節委託料は、保安規程に基づく発電設備の点検業務委託料であり

ます。15節工事請負費では、発電機設備のオーバーホール、そして発電所の導水管を兼ねている農業用水の点検、修繕工事が主なものです。25節積立金では、後年度の大規模改修等に備えて基金への積み立てを行ったものであります。28節繰出金では、本事業の目的でもあります農業関連施設の電気料軽減のため、電気料金の71.98%相当分を繰り出したものであります。

次に、これを賄いました歳入の主なものは、戻りまして566、567ページをお願いします。第4款諸収入、2項1目雑入の鹿ノ俣発電所売電収入であります。売電収入につきましては、歳入全体の71.6%を占めており、前年度の83.7%となっております。これは、オーバーホールのため、発電を停止したことが主な原因で、前年度より少なくなっております。

以上で鹿ノ俣発電所運営事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（薄田 智君） それでは、ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質疑願います。

榎本委員。

○委員（榎本丈雄君） 569ページ、節の15工事請負費、発電機設備修繕工事、オーバーホール、小野支所長もおわかりのとおり予備モーターがあったはずですが、予備モーター取替して、予備まだあるのですか。また新しいモーター買いかえたとか、予備にとっておかないと今度ぶっ壊れたとき修理ききませんから、ストップかかりますから。それどういうふうになっていますか。

○委員長（薄田 智君） 小野黒川支所長。

○黒川支所長（小野晋平君） 今回の工事では、そういうものは入ってございません。

○委員長（薄田 智君） 予備あるの。

○黒川支所長（小野晋平君） 予備モーターはございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） 569ページ、歳出のほうで他会計の繰り出しということで電気料71.9%、3,300万円もの他会計の繰り出しができていて、すばらしく優良な施設だなというふうに考えております。大変初歩的な質問で、どこかで聞いたかもしれないのですが、申しわけないのですが、もう一回教えていただきたいのですが、鹿ノ俣はこのように特別会計で、風倉が一般会計になっている、この違いを教えてください。

○委員長（薄田 智君） 小野支所長。

○黒川支所長（小野晋平君） 鹿ノ俣発電も当初は一般会計でやっておりましたけれども、県のほうの指導、また会計検査等のために特別会計にするようにということで、たしか二、三年前に特別会計にさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（薄田 智君） 佐藤陽志委員。

○委員（佐藤陽志君） その内容というか、理由はどういったことで違うのでしょうか。

○委員長（薄田 智君） 小野支所長。

○黒川支所長（小野晋平君） 風倉発電所は、県との共同施設ということで運営しておりまして、当初から一般会計の中で組み込んでおりました。鹿ノ俣発電は、国、県の補助事業でやりました関係で、収支を明らかにするようという指導がございまして、それで特別会計の中で収支をはっきりしてやるようという指導のもと、特別会計に移らせていただきました。

○委員長（薄田 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご質疑がないので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第11号 平成26年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第11号は、認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（薄田 智君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、あす2日午前10時より、認定第12号から認定第14号までの質疑及び採決並びに委員会として付すべき意見の聴取を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時11分 散会